

(別紙)

大規模小売店舗立地法に係る届出書の提出について

大規模小売店舗立地法に係る事前協議資料及び一部の届出書の提出について、令和8(2026)年1月以降は、電子データでの提出をお願いします。
電子データの提出につきましては、以下の点に御注意願います。

1. 電子データの提出について

(1) 対象書類について

- ア 事前協議資料
- イ 法第5条第1項(新設届)
- ウ 法第6条第2項(変更届)
- エ 法附則第5条第1項(既存店変更届)

※イ、ウ、エは、併せて紙での提出もお願いします。

(2) ファイル形式について

PDFでの提出をお願いいたします。

なお、紙媒体の書類をPDFデータに変換しての提出はお控えください。

(3) データファイルについて

以下の項目ごとにデータファイルを分けて提出願います。

タイトルは以下の『』のとおりとしてください。

- A. 店舗の概要に関する書類：『店舗名称_011 届出概要』
店舗の概要に関する図面：『店舗名称_012 図面資料』
- B. 交通処理計画報告書：『店舗名称_020 交通関係』
- C. 騒音予測評価報告書：『店舗名称_030 騒音関係』
- D. その他：『店舗名称_040 登記簿謄本等』

(4) ファイルサイズについて

届出書等1件あたり、10メガバイト以内としてください。

(5) 提出先について

- 電子申請システムで届出が可能です。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/oita-daiten>

- メールでも提出可能です。

宛先：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課 a14160@pref.oita.lg.jp

電子申請システム



2. 紙の提出部数について

届出書の紙の提出部数は以下のとおりです。「届出の手引き」も参考にしてください。

条文 書類	第5条第1項		第6条第2項 附則第5条第1項	
	届出書	中部振興局管内 (大分市、臼杵市、津久見市、由布市)	8部	中部振興局管内 (大分市、臼杵市、津久見市、由布市)
中部振興局管内以外		9部	中部振興局管内以外	3部※

※審議会案件の届出書は追加で6部提出